

待ったなし！建設業の働き方改革

2019年4月1日に「働き方改革関連法」が施行され、中小企業においては2020年4月1日から順次適用されています。建設業においては一部の働き方改革関連法案の適用について、5年間の猶予期間が設けられましたが、この背景には従業員の高齢化や、労働人口の減少に伴う人材不足で長時間労働が常態化しているといった労働環境問題の課題があげられます。しかし、猶予期間が1年を切った現在でも効果的な対策をたてられず、苦慮している小規模事業者は非常に多いことが予想されています。

今回の講習会では、働き方改革関連法の対策の一助となるような内容となっております。経営者に限らず、役員、後継者、人事担当者や従業員なども受講可能です。内容は次のとおりです。

- ①建設業をとりまく現状と課題 ②働き方改革関連法について ③2024年問題に対する具体的な対策
④働き方改革に取り組んでいる事例 他

日時 6月16日(金)13:30~15:30

場所 奄美市民交流センター

講師 孚事務所(株)代表取締役
飯田 吉宏氏(社会保険労務士)



【講師略歴】

2000年に社会保険労務士を取得し、各種業界の労務管理指導を経験。現在は、東洋哲学（人間学）を取り入れた人材・組織開発を得意とし、中堅・小規模企業の人材育成や労務問題の解決支援に注力している。

主催：鹿児島県商工会連合会・大島地区商工会

(切り取らずにFAXしてください)

定員30名 受講料 無料

業種別講習会参加申込書

下記申込書にご記入のうえ電話・FAXにて、商工会連合会あるいはお近くの商工会へお申し込みください。

事業所名		
参加者氏名		
住所		
電話番号	()	—

主催 鹿児島県商工会連合会 鹿児島市名山町 9-1 県産業会館 6階

あまみ商工会笠利本所
宇検村商工会
瀬戸内町商工会
龍郷町商工会
喜界町商工会

FAX099-224-0924
FAX0997-63-0325
FAX0997-67-2032
FAX0997-72-4159
FAX0997-62-2119
FAX0997-65-3269

TEL099-226-3773
TEL0997-63-0058
TEL0997-67-2661
TEL0997-72-0147
TEL0997-62-2131
TEL0997-65-0169